

## 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について (第 24 回：令和元年 9 月 30 日時点)

### 《調査の目的》

食品安全基本法第 23 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、関係行政機関（リスク管理機関）の施策（リスク管理措置）の実施状況を監視するための調査を行い、食品安全委員会が行ったリスク評価がリスク管理措置に適切に反映されているかを把握するもの。

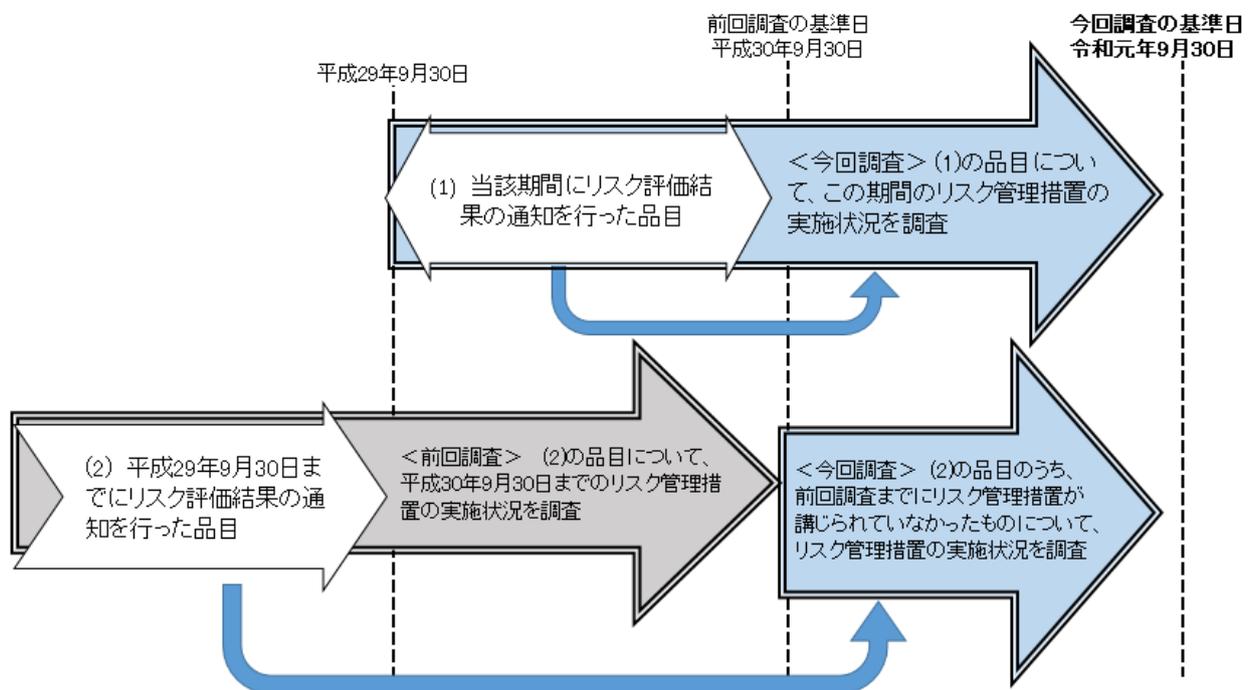
### 《調査対象品目》

食品安全委員会がリスク管理機関にリスク評価結果を通知した下記品目（計 269 件）

- (1) 平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日の間に通知を行った品目（186 件）
- (2) 平成 29 年 9 月 30 日以前に通知が行われたが、前回調査で具体的なリスク管理措置が講じられていなかった品目（83 件）

### 《調査基準日》

令和元年 9 月 30 日



《施策の実施状況一覧表》 ※ 各項目中、上段は件数、下段は対象件数中の割合

※ 複数の分野に関係するものは、それぞれの分野に計上

	a. リスク管理措置済み		b. リスク管理措置に向けて手続中		c. 審議会で審議中		d. 審議会の開催に至っていない	
	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回
食品添加物	14 100%	101 100%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
農薬	70 56%	93 62%	8 6%	12 8%	8 6%	5 3%	38 31%	39 26%
動物用医薬品	56 76%	75 86%	11 15%	5 6%	0 0%	0 0%	7 9%	7 8%
器具・容器包装	1 14%	0 0%	6 86%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	6 100%
汚染物質	0 0%	11 73%	4 80%	3 20%	0 0%	0 0%	1 20%	1 7%
微生物・ウイルス等	2 100%	0 -	0 0%	0 -	0 0%	0 -	0 0%	0 -
プリオン	2 100%	2 100%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
かび毒・自然毒等	1 33%	2 40%	0 0%	2 40%	2 67%	0 0%	0 0%	1 20%
遺伝子組換え食品等	22 100%	17 100%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
新開発食品	0 0%	4 80%	0 0%	0 0%	1 100%	1 20%	0 0%	0 0%
肥料・飼料等	13 93%	11 92%	1 7%	1 8%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
その他 (アルミニウム)	1 100%	0 -	0 0%	0 -	0 0%	0 -	0 0%	0 -
合計	182 68%	316 79%	30 11%	23 6%	11 4%	6 2%	46 17%	54 14%

注：表中の a～d の区分について

a：規格基準を設定する等のリスク管理措置が講じられたもの。

b：規格基準を設定する等のリスク管理措置の方針が決定済みで、実施に向けて手続中のもの。

c：審議会で審議中のもの。

d：審議会の開催に至っていないもの。

## 《施策の実施状況の概要》

### 1. 措置状況の概況について

#### (1) 全体的な措置状況

- ・食品添加物、微生物・ウイルス等、プリオン、遺伝子組換え食品等、その他（アルミニウム）については、調査対象の全ての品目について、リスク管理措置が講じられていた。
- ・肥料・飼料等では、1件を除く全ての品目についてリスク管理措置が講じられており、残る1件については、リスク管理措置の実施に向けて手続中であった。
- ・器具・容器包装については、1件でリスク管理措置が講じられており、残る6件については、リスク管理措置の実施に向けて手続中であった。
- ・新開発食品については、調査対象の1件は、審議会で審議中であった。
- ・汚染物質については、リスク管理措置に至ったものはなかったが、調査対象の5件のうち4件が、リスク管理措置の実施に向けて手続中であり、残る1件は、昨年度実態調査を終え、審議会の開催に向け準備中であった。
- ・農薬、動物用医薬品、かび毒・自然毒等については、下記(2)、(3)参照。

#### (2) 農薬、動物用医薬品について

調査対象の計198件のうち、126件でリスク管理措置が講じられており、27件でリスク管理措置の実施に向けて手続中または審議会で審議中であった。審議会の開催に至っていない残る45件について、時間を要している理由を確認したところ、①食品安全委員会への再諮問のために資料収集が必要であること、②申請者の資料提出を待つ必要があること、③基準設定に必要な海外データ等の収集が必要であること、④他の行政機関での対応を待つ必要があること等であった。なお、この45件中37件は、平成29年9月30日以前にリスク評価結果が通知されたもの（調査時点で2年以上経過しているもの）である。

#### (3) かび毒・自然毒等について

調査対象の3件は、デオキシニバレノール（DON）、オクラトキシンA及びフモニシンで、いずれも「自ら評価」の対象である。フモニシンについては、リスク管理措置が講じられた（下記2(4)参照）。デオキシニバレノール（DON）とオクラトキシンAについては、いずれも、施策の実施に向けて審議会における審議等が進められている状況であり、具体的には、以下のとおりであった。

##### ○ デオキシニバレノール（DON）（厚生労働省）

平成22年12月14日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で審議が行われ、汚染実態調査等の情報収集を経て、平成29年9月22日の同部会において、小麦に対して1.0mg/kg以下の基準値を設定する方針が了承された。

平成 30 年 2 月 22 日に、同基準により食品中の DON の規格基準を設定することについて食品安全委員会に諮問され、調査基準日時点においては、かび毒・自然毒等専門調査会にて審議中であった。その後、令和元年 12 月 24 日に食品安全委員会において評価結果を取りまとめ、通知をしたところ。今後、評価結果を踏まえて、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会にて審議が行われる予定。

※ 同時に評価結果を通知した農林水産省は、第 20 回調査（H26.9 末時点）でリスク管理措置済み。

#### ○ オクラトキシン A（厚生労働省）

平成 26 年 10 月 21 日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で審議が行われ、小麦、大麦及びライ麦については、コーデックスに準じて基準値を設定することとされた。その後、平成 28 年 11 月 29 日の同部会で、オクラトキシン A については偏在性が指摘されており、より正確に汚染実態を把握する観点からデータ収集を行う旨の報告が行われ、現在、これを踏まえつつ、以下の取組を行うこととされている。なお、かび毒の汚染は、作物が収穫された年の気候等に影響され、年による変動が大きいことが推測されるため、調査に一定期間が必要であり、数年間継続して調査が実施されている。

- ・ 小麦と大麦については、農林水産省と共同で汚染実態調査が行われており、引き続き調査が行われる予定である。
- ・ また、ライ麦及び人の嗜好の違いによって比較的高頻度に食べられる可能性のある食品（インスタントコーヒー、ワイン等）についても汚染実態調査が行われており、引き続き調査が行われる予定である。

※ 同時に評価結果を通知した農林水産省は、第 20 回調査（H26.9 末時点）でリスク管理措置済み。

## 2. リスク管理措置が講じられた主な品目について

### **（1）硫酸アルミニウムアンモニウム、硫酸アルミニウムカリウム（厚生労働省）**

食品安全委員会で平成 22 年 3 月にアルミニウムについて「自ら評価」を行うことを決定し、その後、平成 29 年 3 月に厚生労働大臣から、硫酸アルミニウムアンモニウム及び硫酸アルミニウムカリウムについて評価要請を受け、平成 29 年 12 月に評価結果を取りまとめ、通知をしたもの。

厚生労働省において、平成 30 年 3 月 1 日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会で審議が行われていた。平成 30 年 11 月 30 日に食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示 370 号）が一部改正され、硫酸アルミニウムアンモニウムと、硫酸アルミニウムカリウムの使用量について、それぞれ、アルミニウムとして、菓子、生菓子及びパンにあってはその 1 kg につき 0.1g 以下でなければならない旨の基準の追加が行われた（告示日より適用、ただし告示日より 1 年以内は

従前の例によることができる)。

## (2) 豆腐の規格基準の改正 (厚生労働省)

厚生労働省から平成 29 年 4 月に評価要請を受け、平成 30 年 1 月に食品安全委員会で評価結果を取りまとめ、通知したものの。

厚生労働省において、平成30年7月13日に食品、添加物等の規格基準の一部改正が行われ、無菌充填豆腐の製造時の殺菌又は除菌等の方法の設定等が行われた。

## (3) 英国から輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓 (厚生労働省)

厚生労働省から平成 29 年 8 月に評価要請を受け、平成 30 年 2 月に食品安全委員会で評価結果をとりまとめ、通知したものの。

厚生労働省において、平成 31 年 1 月に「食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国または地域について」(平成 31 年 1 月 9 日生食発 0109 第 1 号)が発出され、我が国を除く食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域に、英国が追加された。また、同月に、英国産牛肉と、英国から輸入されるめん羊及び山羊の肉等について、対日輸出プログラムが定められた。

## (4) フモニシン (農林水産省)

食品安全委員会で平成 27 年 3 月に「自ら評価」を行うことを決定し、平成 29 年 9 月に評価結果を取りまとめ、通知をしたもの。

農林水産省において、平成 30 年 8 月 1 日の農業資材審議会飼料分科会飼料安全部会にて審議が行われ、平成 30 年 9 月 18 日の同分科会にて、安全な飼料を安定的に供給する観点から、飼料中のフモニシンの基準設定を進めることについて報告がなされていた。今般、令和元年 8 月 6 日に「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」(昭和 63 年 10 月 14 日付け 63 畜 B 第 2050 号農林水産省畜産局長通知)が改正され、フモニシンに係る配合飼料の管理基準について、含有実態調査結果を踏まえ、4 mg/kg とする基準が新設された (令和 2 年 2 月 6 日施行)。

※ 同時に評価結果を通知した厚生労働省は、第 23 回調査 (H30.9 末時点) でリスク管理措置済み。